



「十分な説明と話し合いが大切」と言うサービス管理責任者の赤尾さん

※ サービス管理責任者の声

利用者にとって理解してほしい
制度上の矛盾点

自立支援法全面施行直後に約2週間かけて、利用者の方と面接。サービス利用契約書の内容から重要事項の説明、利用料の問題、利用可能な日数など1名平均2時間程度行いましたが、働く場所でサービスと言われどもピンと来ないという方はほとんどでした。施設側としては、来ていただく日数が減れば減収になるため、1日でも多く

利用して頂きたいのですが、サービス利用という視点を重視して「来たい時にいつでも来ていいんですよ」と説明していましたが。利用者は1日460円、ほぼ毎日通ったとして、月約1万円をそれぞれの工賃のなかから払わなければなりません。場合によっては、利用料が収入より多くなるケースもあります。国や各自自治体の助成により利用者負担はかなり軽減されたものの、「自治体によつて助成がない」「将来的にはどうなるのか」などの不安を抱えていらつしやいます。

措置から契約に変わることで発生した、利用者のサービスを受けることと労働(就労)とが相入れない点に、自立支援法の難しさがあると思います。施設側は利用者にとつては雇用者のような立場であると同時にサービスの提供者です。サービスとい

う部分では利用者は権利を主張できますが、労働者(労働と定義されていないが)としては、主張しにくいことがあります。この矛盾こそ、利用者の方にいまだに納得・なじめない部分だと思えますが、今後も十分な説明と話し合いが重要だと痛感しています。

※ サービス管理責任者：障害者自立支援法の施行に伴つて設置が義務づけられた。利用者の支援計画を立てたり、声を聞くなどして、利用者に合ったサービスを提案する。

利用者の声

中野廣幸さん

(通所28年、トレース)

これまで授産場に仕事にきているつもりでしたが、そうではなく、施設を利用していただなという思いでした。ダイヤケアなどを利用するのであれば、利用料も納得いくのですが、仕事にきているのに、利用料を払うということにはとても抵抗

があります。ひとくちに障害者と言っても千差万別、仕事もいろいろあるにもかかわらず、ひとまとめで見られているような気がします。現在は助成があります。後ではどうなるのか不安も大きいのが現実です。

田端義彦さん

(通所29年、健賢)

障害者自立支援法の全面施行から6カ月以上が経ちましたが、いまだに納得できないと思います。国の予算がないことによるしわ寄せなのか…という感じ。これまでは、40年かかって覚えた仕事をしながらもみなさんに覚えてもらおうという気持ちで頑張っていました。が、今は自分のことで精一杯。先が見えず、心の余裕がない状態です。人間、目標を持つこそ頑張れますが、このままでは目標の持ちようがありません。仕事に意欲が持てなくなるのが心配です。



訪問!!

障害者自立支援法の
施行を受けて②

私たちが障害者の問題を 私たちが抜きで決めないで

ヒューマンネットワーク熊本(熊本市大江)

自立支援法の利用者でもあり、ピアカウンセラーという立場で仲間の相談も受けるほか、支援団体として自立支援法と向き合う、特定非営利活動法人自立支援センターヒューマンネットワーク熊本
の山下敏史さんにお話を伺いました。

サービスを利用することは
利益を受けることなの？

平成18年12月、第61回国連総会で「障害者権利条約」が採択されました。4年の歳月をかけて、多くの障害者NGOが積極的に参画したもので、障害当事者からも大変意義のある条約だと評価されています。

これと前後して施行されたのが「障害者自立支援法」ですが、障害を持つ私たちが直面する問



ヒューマンネットワーク熊本 山下敏史さん

題であるにもかかわらず、大部分が当事者抜きで決められてしまった。その結果、この1年間、利用する当事者、その家族、支援施設、作業所などすべてがお手上げ状態になってしまいました。自立支援法はお金の問題からスタートし、それにとつて付けたように自立がこじつけられたという印象があります。その最たるものが自己負担。これまで支払える能力によって負担する応能負担でしたが、今回の法律ではサービスを受けた分を利益として1割を負担する応益負担の考え方です。目が見えない人が町を歩けないからガイドヘルパーを使う、体が不自由でトイレに行けないからトイレに行くことにヘルパーさんをお願い

する…私たちがサービスを利用することは、利益を受けることなのでしょうか？いろいろな違いがある人が1つの社会にすることが当たり前(ノーマライゼーション)の社会においては、違いのある人が同じように生活していくための条件整備をしていくことが、社会の当然の仕組みだと思えます。

国の施策転換に向けて 声を上げ続けたい

国や各自治体の軽減策については、それなりに評価しています。しかしホツとする一方で、自立支援法そのものの考え方やどこに向かうのかを考えると、だまされているのではとも思えるのです。障害を持っている人の
中でヘルパーを使っている人の95%は、生活保護か年金のみの人です。月6〜8万円の年金で暮らしている人が作業所に行つて払っているのは、今まで払わなくてもよかつたお金です。しかも障害がない人なら無理をしても頑張つて仕事ができますが、障害者は無理ができません。無理して頑張つて、二次障害を引き起こす危険性さえあるのです。

国はもっと根本的な方向性を指し示しながら、制度を作つていくべきではないでしょうか。私たちも声を上げ続けていくことで、大きな転換を期待したいと思えます。私たち障害者の問題を、私たちが抜きで決めないでくださいと…。



熊本市大江5丁目5-29
TEL:096-366-3329